

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SAI Seng Sai

論 文 題 目

An Industrial Policy under East Asian Economic Integration:
Policy Implications for Myanmar

(東アジア経済統合下の産業政策： ミャンマーへの政策含意)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学 教授 大坪 滋

委員 名古屋大学 教授 藤川 清史

委員 名古屋大学 准教授 新海 尚子

論文審査の結果の要旨

1・ 論文の概要と構成

ミャンマーでは 2016 年に実に 54 年ぶりに文民大統領が誕生し、2002 年以降米国及び EU 等が課していた経済制裁措置も解除された。2002 年の経済制裁実施時、軍事政権下ではあったが、1990 年代以降は市場経済的要素も取り入れた経済政策も実施され、ASEAN への加盟も果たし(1997 年)途上国の一般的な開発モデルである労働集約的な軽工業である衣料産業も立ち上がり輸出も伸び始めていた。これが欧米による経済制裁とともに崩壊すると同時に、翌年 2003 年以降に開発された天然ガスの生産と輸出等への資源（輸出）依存が高まり、アジア型経済成長モデルから逸脱することとなっていた。2010 年に民政移管を果たし、翌年からはティン・セイン大統領の下、経済開放も進められていた。2016 年に誕生した文民大統領とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問のリーダーシップの下、ミャンマーは今、この経済開放統合を基軸としたアジア型の成長モデルの確立を目指すこととなっている。

本博士論文研究では、ASEAN を中心とした東アジア地域の種々の経済統合スキームの中でミャンマーの推し進めるべき産業振興／産業政策について、政策提言に繋がる経済分析を展開している。経済制裁と天然資源依存により ASEAN の他の諸国と比べて立ち遅れている工業化をどう推し進めるかを、ASEAN の他の後発国であるベトナム、ラオス、カンボジアとも比較しつつ、経済地域共同体の活用法を中心に分析し、政策提言に結びつけている。

本博士論文では、以下の研究目的に沿って研究命題を設定して分析を行っている。即ち、

1. ミンマーの各産出財・生産財の輸出競争力と比較優位の変遷変化を見極めること。
2. ASEAN から選ばれたケース国の経験を紐解き、ミャンマーが産業振興を果たして先行するメンバー諸国に追いつくためのイニシアティブを地域経済統合のコンテキストで特定する。
3. アジア型成長モデル実現に不可欠とされる外資導入のために必要な経済システムや制度についての政策示唆を得る。
4. 貿易自由化、貿易優遇措置、海外直接投資(FDI)による資本増強や技術移転吸収等の経済効果を比較検討し、ミャンマー産業振興への政策のオプティマル・ミックスを探る。
5. 種々の経済統合（参加国の範囲）の有効性（正負の効果）を比較検討し、ASEAN のみの統合と日本・中国・韓国を含むより広い東アジア経済統合を受け皿とすることの功罪を比較する。その際、海外直接投資や技術移転の効果を加味した考察を行う。

本論文は全 6 章から成る英語論文である。第 1 章は導入と研究命題の提示。第 2 章はミャンマーの経済開放、経済統合および工業化の過程を ASEAN 地域協力を土台として紹介。第 3 章ではミャンマー産業の構造変化と貿易比較優位の推移を分析提示している。ASEAN 経済および世界経済を対極に競争力比較を行い、特に ASEAN 後発国であるベトナム、ラオス、カンボジアとの競争関係の

論文審査の結果の要旨

推移も提示している。第4章前半では、ASEAN内ケース諸国の近年における産業振興の諸政策を取りまとめ、後半部分ではこれと第3章からの示唆を踏まえて産業振興／産業政策の政策シナリオを構築、一般均衡分析を用いて政策シミュレーションを実施し、その政策含意をまとめている。第5章においては、ミャンマー政府の近年の産業振興施策と今後展開される予定の政策を紹介し、第4章で得られた分析結果と照らし合わせの政策評価を行っている。第6章では、種々の分析結果のまとめと、それらの政策含意のまとめを提示している。

以下に、主たる分析章で得られた分析結果を要約紹介する。

第3章ではBalassa (1965)の構築使用した Revealed Comparative Advantage (RCA)指標を使用して、ミャンマーの輸出構造と比較優位、国際競争力の変化を、ASEANと世界経済のそれぞれを基準に計測している。またASEAN後発国であるカンボジア、ラオス、ベトナムとミャンマー（合わせてCLMV諸国と呼ばれる）との競合関係の変遷も分析している。これによると、ミャンマーは2002年の欧米による経済制裁措置発動以前には多くのアジア開発途上諸国と同様に衣料等の労働集約的な製造業産業とその製品輸出の進捗を見ていたが、経済制裁によりその過程が終結し、翌年以降の天然ガス等の資源発見発掘もあり、農業、林業、漁業、鉱業等の一次産品主体の構造に囚われることとなった。この間、ベトナムを筆頭に産業構造の多角化を進めてきた他のCLMVから遅れをとることとなった。経済制裁の解除された2016年現在、ミャンマーは他のCLMV諸国とも競合しつつ産業構造・輸出構造の多角化に努めなければならない。また、ASEAN-6というASEAN経済の先行メンバーとの間には強い補完関係にあることが確認された。

第3章の分析結果、現実認識を経て、第4章前半部分ではカンボジア、ベトナム、マレーシアをケース国として過去に実行されてきた産業振興政策を整理比較した。カンボジアとベトナムは同じCLMV諸国として、マレーシアは戦略的産業政策で成功を収めてきた経済として。これらを踏まえて第4章後半部分では、数量的政策シミュレーションとしてGTAP応用一般均衡世界貿易モデルを用いて評価する政策オプションを構築、政策シミュレーション分析を行った。自発的輸入自由化が経済厚生水準の上昇をもたらすという貿易理論の再現を確認した後、以下の結果と政策含意を得た。

- 1) ミャンマーがASEANという狭い地域自由貿易協定の中だけでは、伝統的なtrade diversion効果により貿易統合の便益を享受し難く、ASEANにより技術レベルの高く生産性も高い日本、韓国、中国を加えたより広いアジア自由貿易圏を考慮すべきこと。
- 2) 伝統的な特定産業の保護政策は機能せず、自由化による比較優位に沿った生産リソースの再配分効果を活用した、開放経済的産業政策を優先させるべきこと。
- 3) 海外直接投資(FDI)による資本ストック増強と、生産技術移転、マーケティング・ルートの開拓の効果を正しく理解することが重要であること。FDIによる資本力増強が（予想）収益率の上昇により国内投資も呼び込み、国内産業や投資をcrowd outしてしまわないためには、高まる生産力に供給増に見合う市場の開拓が必要である。戦略的海外投資誘致はこれらの要素を含んで展開されるべきこと。

第5章では、ミャンマーの2011年以降の経済政策、特に産業振興政策を紹介しつつその

論文審査の結果の要旨

有効性を議論した。特に、日本、韓国、中国とそれぞれ共同で輸出加工区を開発し、そこにインフラを含めた海外投資を呼び込もうとする戦略の有効性を認めている。同時に、良好な経済環境を保つための金融・財政政策、市場制度改革、政府の機能改革等の補完的改革の実施の重要であること。

本研究の成果は既に1本の学術論文にまとめられ公刊されている。また本国ミャンマーの所属大学にて経済政策セミナーが開催された折に、分析結果や政策含意を発表している。

2. 評価

上述の通り、現在ミャンマー政府では、ASEANをスプリング・ボードとして、国際経済社会への再統合と、国内産業構造の多角化・近代化を推し進めるべく諸政策の策定実施を急いでいる。本論文では、特定産業の（期限付き）保護の功罪、ASEANとASEAN+3（日本、中国、韓国）と範囲の異なる地域共同体の活用が生む経済効果の差異、海外投資（FDI）による資本増強と技術移転、および一般の貿易統合による効果との差異等、政府が政策オプションとして考慮し、一部は実行に移してきた政策、今後採用しようとしている政策の効果を、多国多部門の一般均衡モデルを使用した政策シミュレーションを用いて比較検討している。諸政策にまつわる誤解を解き、理解を深めることにより、より良い政策ミックスの提示へと一つ一つ段階を追って繋げていることは今後の政策論への貢献が期待され、評価される点である。

同時に、本論文は、以下のような不十分な点も含んでいる。すなわち、

- 1) 非同盟を是としてきたミャンマーの開発史に鑑みると、昨今の中国への多大な依存をどうとらえるのか。産業構造の多角化と、ミャンマーを取り巻く諸国とのパワーバランスの再調整は実は密接に関わっていると思われる、この方面の分析も望まれる。
- 2) 貿易自由化の過程でほとんどの開発途上国に課されることになる、自由化の金融の問題、すなわち、自由化で貿易収支がまずは悪化するという事実を、国際収支制限下の経済成長（BOP-constrained growth）の枠組みで分析することが望まれる。
- 3) 産業政策の効果としての構造変革をもう少し動学的な分析フレームワークを用いて評価することも望まれる。

しかしこれらは本学位請求論文での対象研究課題とされてはおらず、本研究の分析結果の示すものを踏まえて将来の政策研究で取り扱われるべきものであり、本論文の博士論文としての価値を損なうものではない。

3. 結論

以上の評価により、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものである。